

広島市障害者計画〔2024-2029〕について

1 計画策定の趣旨

本市の障害者施策については、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間における推進の方向性と具体的方策を定めた「広島市障害者計画」により取り組んでいます。計画期間中、令和 3 年 5 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立（令和 6 年 4 月 1 日施行予定）したほか、新型コロナウイルス感染症拡大等の非常時における課題が明らかになるなど、障害者を取り巻く社会環境は変化しています。こうした環境の変化や、現行計画の進捗状況、昨年度実施した「障害福祉等に関するアンケート」の結果等を踏まえ、障害者基本法に基づき、今後の本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と、具体的な方策を示す広島市障害者計画〔2024-2029〕（以下「次期計画」という。）を策定するものです。

2 次期計画の期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間

3 次期計画の策定に向けた取組状況

広島市障害者施策推進協議会を今年度 4 回（6 月 1 日、8 月 1 日、9 月 29 日、11 月 27 日）開催し、次期計画の基本理念、基本的視点、重点項目、施策体系及び個別施策について協議を行った上で、素案の取りまとめを行いました。

4 次期計画の内容

(1) 基本理念

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。

現行計画の基本理念を踏襲します。「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指すとする国の「第 5 次障害者基本計画」の基本理念に変更がなく、「全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合うことで、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会」の実現を目指すとする「第 6 次広島市基本計画」と方向性が一致しているためです。

(2) 基本的視点と重点項目

基本理念実現のために全ての施策に共通する以下の 3 つの基本的な視点とそれに対応する重点項目を設定し、各施策に取り組めます。

【基本的視点 1】 差別の解消と権利擁護の推進

障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けて、様々な主体の連携と、市民や事業者の幅広い理解の下、差別の解消に向けた取組を推進するとともに、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図る。

《重点項目 1》 差別の解消と権利擁護の推進

- ・ 障害及び障害者への理解促進のための一層の周知・啓発 **（拡）**
- ・ 障害を理由とする差別の解消に向け、広島市障害者差別解消推進条例等に基づき、取組を推進
- ・ 虐待の防止についての取組

《重点項目 2》 情報保障・意思疎通支援の充実 **（新）**

- ・ 情報の取得・利用等におけるアクセシビリティの向上
- ・ 障害の特性に配慮した情報保障や意思疎通支援の充実

【基本的視点 2】 住み慣れた地域や生活の拠点での安全・安心な暮らしの確保

住み慣れた地域や生活の拠点において、障害者一人ひとりのライフステージと状況に応じた適切な支援を受けつつ、災害時等においても安心して自立した生活ができる環境や支援体制を整備する。

《重点項目 3》 住み慣れた地域や生活の拠点での安全・安心な暮らしの確保

- ・ 住み慣れた地域や生活の拠点で安全・安心に暮らせる切れ目のない相談支援やサービスの提供 (拡)
- ・ 災害等の非常時に、困難な状況に置かれる障害者が受ける影響やニーズに留意した施策の推進 (拡)
- ・ 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上
- ・ 病院・施設から地域への移行を支援する福祉サービスの充実
- ・ 専門的な支援を要する医療的ケア児、重症心身障害児者への支援の充実

【基本的視点 3】 社会参加や就労による活躍の支援

障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する。

《重点項目 4》 社会参加や就労による活躍の支援

- ・ 障害者の個性や能力を発揮できるよう、スポーツや文化芸術活動の促進による活躍の支援 (拡)
- ・ 障害者の職場開拓や定着支援について関係機関と連携支援
- ・ 本市内の事業者等における障害者雇用の拡大・定着

(3) 施策体系

基本理念を実現するためには、上記の基本的視点と重点項目に基づき、ソフト・ハード両面にわたる幅広い分野における施策を展開していくことが不可欠です。

次期計画では、現行の施策体系を踏襲し、障害者関連施策を網羅する 6 つの施策の柱を掲げます。その上で、各柱に関連する施策項目を整理し、具体的な事業・取組を展開します。

施策の柱	施策項目	施策展開
1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進    	(1)虐待の防止と差別の解消の推進	①障害者の虐待防止に向けた取組の推進 ②障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進
	(2)あらゆる障害や障害者についての理解の促進	①障害者権利条約や関連する法律についての啓発 ②地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進
	(3)市民の活動等の支援と交流の促進	①障害者の主体的な参加による幅広い交流の場づくり ②ボランティアの育成とネットワーク化の推進 ③障害者団体や支援団体のノウハウをいかした障害者支援活動の促進
	(1)外出しやすいまちづくりの推進	①障害者が外出しやすい環境づくりの促進と情報提供
		②公共施設のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善
		③民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導
		④安全で快適な歩行空間の確保と歩行者優先の空間整備
2 安全・安心な生活環境整備の推進   	(2)安心して暮らせる住まいの確保の支援	①障害の特性に配慮した市営住宅の整備・改善等
		②住宅改造等の支援
		③民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実
		④グループホーム等の整備促進
	(3)防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進	①地域ぐるみの防災・防犯体制の整備
		②障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実

施策の柱	施策項目	施策展開
3 相談支援の充実   	(1)切れ目のない相談支援体制の整備・充実	①地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実
	(2)権利や財産を守る取組の推進	①障害者の権利を守る取組の充実
		②成年後見制度の利用支援
4 地域生活支援の充実  	(1)福祉サービスの必要な量と質の確保	①地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上
		②包括的・総合的な生活支援の充実
		③発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実
	(2)保健・医療・リハビリテーションの充実	①疾病予防の推進と早期治療の充実
		②医療・リハビリテーションサービスの充実
	(3)支援を担う人材の確保	①医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上
	(4)情報・コミュニケーション支援の充実	①障害の特性に配慮した情報提供サービスの充実
		②ICT等を利活用した障害者のコミュニケーション支援の充実
5 発達支援と教育の充実   	(1)総合的な発達支援の充実	①障害の早期発見及び保護者への支援体制の充実 ②医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実
	(2)自立に向けた教育の充実	①多様な学びの場の充実とインクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備
		②生涯を通じた多様な学習活動の充実
		③交流活動や放課後活動等の充実
	6 活躍支援の充実   	(1)スポーツ・文化芸術活動の促進
(2)総合的な就労支援の充実		①福祉サービス事業所等での就労の支援 ②障害の特性に応じた働きやすい環境整備の支援
		(3)障害者雇用の拡大・定着

※ 施策の柱に関連性の高いSDGsを位置付け、その達成に向けた施策を展開する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月 次期計画素案に対する障害者団体等からの意見聴取
 ～令和6年1月 素案に対する市民意見募集
 令和6年3月 第5回障害者施策推進協議会（次期計画案について）
 次期計画の策定